

令和6年度第2回香取市子ども・子育て会議 議事録（要約）

開催日：令和6年10月23日（水）

時 間：15時00分～

場 所 香取市役所4階 庁議室

出席：鈴木会長、高橋副会長、橋本委員、鈴木委員代理、平山委員、松崎委員、齋藤委員、島崎委員、鳥次委員、小林委員

（欠席：額川委員、栗山委員、山本委員、瀬戸委員）

1. 開 会

委員14名中代理委員も含めて10名の出席にて会議の成立を宣言

2. 会長あいさつ

今回の第2回会議は、前回の第1回会議から約2か月後の開催となっているが、今年度は継続的に計画（案）の確認をしていくことになります。この計画が地域のニーズを反映して、最終的には子どもたちを中心とした「こどもまんなか」の実現、地域の皆さまに寄り添った支援計画となるよう、委員からは率直な意見をいただきたい。

3. 協議事項

（1）第3期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）量の見込みの算出について

資料1 子ども・子育て支援事業計画 「量の見込み」の算出について（検討資料）

資料2 第3期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）令和7年度～令和11年度

《事務局からの資料1説明》

「基本的な考え方と検討の視点」

・ニーズ量は第3期計画期間であるR7～R11の児童数推計値や利用意向を踏まえて見込む。

1. 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

（1）各計画年次における見込み量の算出と見込み量に応じた確保方策を設定する。

➤ 見込み量・確保方策設定までの流れについて説明 【※2Pのフロー図を参照】

① アンケート調査の実施

② ニーズ量算出（ニーズ調査を基礎データとして、国の手引きにある算出方法により、各事業の潜在需要を算出）

③ ニーズ量に対して、将来の児童数の推計を考慮

④ 過去の利用実績を反映し、量の見込みを算出

⑤ 各種事業の量の見込みに対する確保方策の検討

（2）区域設定 【※3P表 教育・保育提供区域の欄を参照】

第1期計画・第2期計画と同様に、2号認定及び3号認定並びに地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」・「小

見川地区」・「山田地区」・「栗源地区」の4区域を設定し、その他の事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定める。

(3) 家庭類型の算出 【※4P～5Pを参照】

ニーズ調査結果から、保護者の就労状況及び今後の就労意向を把握し、家庭類型・子どもの育ちをめぐる環境の算出をする基礎になっている。

(配偶状況・就労状況から、近い将来の意向である潜在的な家庭類型を算出)
フルタイム就労の「タイプB」及びフルタイム×パートタイムの「タイプC」の増加傾向。特に「タイプB」についてはH30年調査時の40.1%からR6年では47.0%に増加し、共働き就労の傾向が見られる。今後も母親の就労率が高い傾向が継続すると考えられ、就学前保育や放課後児童クラブのニーズの増加をもたらすことが考えられる。

(4) 将来の児童数の推計 【※6Pを参照】

グラフ参照のとおり、右肩下がりの減少傾向となる。

R6実績 7,510人 → R11推計 6,073人 (▲1,437人)

1-1. 教育・保育の量の見込み及び確保方策 【※7Pを参照】

・教育・保育を受けるための支給認定については、1号から3号認定の区分があり、年齢区分や利用できる主な施設及び事業などは7P上段の表のとおり。

・8P以降に幼児期の教育・保育について「量の見込み」と「確保方策」を設定しているが、国の手引きでも、各自治体の利用実績、地域特性や施設整備等の状況に応じた独自設定も認められていることから、各事業において、過去の利用状況と比較して多過ぎたり、少な過ぎる見込みにならないように、関係課と協議して必要な補正も行っている。現時点の数値は決定値ではなく、（今年度見込み等も含めて）過去の利用状況や将来の児童数を考慮した、量の見込みや確保方策の検討をしていく。

（１）１号認定 【※８Pを参照】

- ・満３歳以上の就学前児童の教育を行う。
- ・現在、認定こども園７か所にて実施。
- ・就労する保護者の保育の必要性に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図る。
- ・量の見込みとしては R7：148 人→R11：115 人の右肩下がりの傾向を見込む。

（２）２号認定 【※９Pを参照】

- ・保護者の就労等により家庭で保育できない満３歳以上の子どもの保育を行う。
- ・現在、認可保育所 11 か所、認定こども園 7 か所にて実施している。
- ・市内保育所（園）の利用定員を、県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえて設定している。
- ・量の見込みとしては R7：787 人→R11：605 人の右肩下がりの傾向を見込む。

(3) 3号認定 【※11Pを参照】

- ・保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行う。

(0歳児)

- ・現在、認可保育所11ヵ所、認定こども園7ヵ所、小規模保育所1ヵ所にて実施。
- ・市内保育所(園)の利用定員を、県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえて設定している。
- ・量の見込みとしては、R7:70人→R11:61人を見込む。

(1歳児) 【※12Pを参照】

- ・現在、認可保育所11ヵ所、認定こども園7ヵ所、小規模保育所1ヵ所にて実施。
- ・量の見込みとしては、R7:192人→R11:166人を見込む。

(2歳児) 【※15Pを参照】

- ・現在、認可保育所11ヵ所、認定こども園7ヵ所、小規模保育所1ヵ所にて実施。
- ・量の見込みとしては、R7:271人→R11:235人を見込む。

1-2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業 【※19Pを参照】

- ・子どもとその保護者及び妊婦に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事

業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業。

- ・現在、子育て支援課と子ども家庭センターの2カ所で実施している。

(2) 地域子育て支援拠点事業 【※20P を参照】

・公共施設や保育所（園）等で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業。

- ・現在、市内9カ所の保育所、認定こども園等において実施。

(3) 妊婦健康診査 【※21P を参照】

・妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。

- ・母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促し、あわせて妊婦健康診査受診票14回分を交付。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 【※22P を参照】

・生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業。

- ・市内の乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他の支援を実施している。

(5) ①養育支援訪問事業 【※23P を参照】

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等に関する養育能力を向上させるための支援を行う事業。

- ・市の関係課の保健師、家庭相談員が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している。

- ・第2期計画において、計画値よりも相談件数・訪問件数が増えたため、実施体制を強化している。

②その他要保護児童等の支援に資する事業 【※24P を参照】

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業。

- ・要保護児童対策地域協議会で実務者会議を開催。必要に応じ、個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施している。

(6) 子育て短期支援事業 【※25P を参照】

- ・保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

- ・本市には児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し対応をしている。

- ・令和6年1月から、県内、県外の施設と短期入所にかかる契約を締結している。

- ・見込みについては、利用実績を基に見込む。

- ・保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携を図りながら

対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努める。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【※26P を参照】

- ・児童の預かり等の援助を希望するもの、依頼会員と援助を行うことを希望す

る提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

- ・本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預か

り等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互

に助け合う活動に関する連絡・調整を実施している。

- ・量の見込みについては、利用実績を基に見込む。

- ・引き続き、依頼会員の掘り起こしのため、本制度の周知を図るとともに、提供

会員の拡大と安定的な確保に努める。

(8) 一時預かり事業 【※27P を参照】

- ・家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主に

昼間において、幼稚園及び保育所、保育園その他の場所で一時的に扱い、必要な

保育を行う事業。

① 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

- ・本市では幼稚園2カ所、認定こども園7カ所において預かり保育を実施しており、必要な確保をしている。

② 保育所、保育園のその他の場所での一時預かり 【※28P を参照】

- ・本市では、保育所、保育園5カ所及び認定こども園5カ所において一時預かり事業を実施。また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施している。

- ・見込みについては利用実績を基に見込む。

- ・市内の既存の保育所（園）における一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制を確保している。

（9）延長保育事業 【※29P を参照】

- ・保護者の要望に対して必要な事業量の確保をしている。

（10）病児保育事業 【※30P を参照】

- ・児童が発熱等で急に病気になった場合に、病院、保育所、保育園等に付設された専用スペースなどにおいて看護師等が一時的に保育する事業。

- ・保育中に体調不良となった児童を保育所、保育園の医務室等で看護師などが緊急的な対応を行う事業。

- ・佐原地区に1カ所病後児保育施設が設置されており、幼児保育事業を実施して

いる。

- ・量の見込みに対して、病後児保育又はファミリー・サポート・センターの病児預かり等で対応することを想定している。

- ・公立保育所への保健師の配置や、保育所（園）等への随時派遣を実施している。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【※31P を参照】

- ・仕事等によって保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

- ・放課後児童クラブ 24 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成支援を実施している。

- ・量の見込みについては、児童数は減少しており、利用割合や保護者の就労状況の変化などを踏まえ、今後大幅な変動はないと見込む。

- ・確保策については、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【※33P を参照】

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・数値的な事業量は見込んでいないが、計画期間中、国の動向を踏まえながら、必要に応じて実施を検討。

《令和 6 年 4 月児童福祉法改正で新たに地域子ども子育て支援事業となった事業》

新規事業については、過去の事業実績がないため、量の見込み、確保方策についての数値を調整中とした。(10 月の初旬に国から算定などの考え方が示されたために) 今後、数値については検討。現時点では、文言での記載になっている旨を了承いただきたい。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 【※要支援・要保護児童等を対象とした支援】

(15) 児童育成支援拠点事業 【※34P 記載のとおり】

(16) 親子関係形成支援事業 【※要支援・要保護児童等を対象とした支援】

・量の見込みと確保方策については、必要と考えられる対象世帯の動向やニーズに注視しながら実施に向け検討を行い、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直す。

《令和 6 年 6 月子ども子育て支援法改正で、令和 7 年度より地域子ども子育て支援事業として位置づけることになった事業》

過去の事業実績がない等によって数値の算定が困難であったため、数値入力をせず、文言のみ記載。10 月の初旬に国から算定などの考え方が示されたために、今後数値については検討。現時点では、文言での記載になっている旨を了承いただきたい。

(17) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 【※35P を参照】

(18) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

(19) 産後ケア事業

【補足説明】

※第3期子ども子育て支援計画から追加される新規6事業について

資料作成後の10月16日に改訂版の手引きが国から示された。今後手引き内容に基づき、事業(14)から事業(19)については、具体的な数値の記載や事業の実施方針等について検討を進め、次回会議等で説明をさせていただきたい。

《質疑応答》

小林委員 量の見込みの中に障がいのある児童の数が入っているのか。香取市教育委員会が最近出した資料※で、特別な教育ニーズがある児童が多くなっているとの報告があるが、放課後児童クラブがある小学校に通っているお子さんで、集団に馴染めないという理由で放課後児童クラブに入れてもらえないお子さんがいる。放課後児童クラブの見込み量や確保量が出ていても、障がいのある児童がはじかれてしまうことはないか。

事務局 まず前提として、特別支援学校にもアンケート調査の配布に協力をいただき、回答を得たものを集計しており、対象となる児童(調査範囲：小学生及び小学部3年生までの児童、未就学児童)の全範囲にわたって利用意向・ニーズ量の調査を行って

※注釈： 出典 令和6年度小中学校実態調査訪問 第1回専門家チーム会議資料

小学校で特別な教育的ニーズのある児童割合の合計 25.2% ex.中学校児童 13.1%

〈対象児童数 635 人/市内児童数 2,521 人〉 ex.中学校児童数 194 人/1,476 人

います。

ただし、アンケート調査は無記名のため、その中でどれだけの障がいや発達障がい、その傾向のある児童等の保護者からの回答があったかは把握は出来ないものの、回答データとしては集計されており、ニーズ量としては見込まれております。今回は、子ども・子育て支援法に基づく計画として、記載すべき事業の「量の見込みと確保方策」という『需要と供給の数値』をご確認いただくことが主たる目的です。いろいろな状況の方が、こういった養育環境で、何を求められているかという利用意向の設問を1つ1つ拾って、国の手引きに基づき数値化しております。

平山委員 小林委員ご発言のとおり、どの放課後児童クラブの教室でも、障がいのあるもしくは発達障害の傾向があるいわゆるグレーゾーンの児童はいる。学校と情報交換のやり取りをする中で、学校生活での状況等を聞き取っても発達障害の傾向があるのかなと把握できる場合もあり、学校とも相談しながら受け入れについて協議している。

放課後児童クラブ運営の現場では、基本的には全ての児童を受け入れる方針で、子育て支援課とも『全て受け入れ』の共通認識のもと、保護者・事業者・市で相談（協議）しながら運営している。

確かに、障がいのあるもしくはグレーゾーンの児童数は、以前よりも増えているという認識は持っている。

島崎委員 保育の現場で発達障がいの診断を受けておらず、医学的な診断に消極的かつ

療育手帳の取得も望みが薄い発達障がいの傾向がある幼児に、保育士がひとり付ききりにならざるを得ないケースがあると市内保育園の園長先生から聞いた。児童だけでなく、どの程度そのような幼児がいるか市は把握はしているか。また、そういったかかりきりになる状況において、市側で何か支援を行っているのか。

関連して、保育士の不足問題はどうか。

事 務 局 毎月、全保育所（園）等から特別な支援が必要な幼児については報告を受け
ており、各施設の特別な支援の状況としては、子育て支援課で把握しているところです。

市側・行政側の支援については、ご質問を主に財政的な支援として捉えると、医療的
ケア児の保育をしている園については看護師を配置した場合の補助金を設定していま
す。また、保育士の負担軽減のための保育補助者の雇い上げについての補助制度につい
ても、令和5年度から導入しています。保育士の確保が充分かという質問については、
市内の児童数が減っている状況ではありますが、保育所（園）等の利用ニーズは高まっ
ている中で、特別に対応が必要な児童のケースも増えており、民間・公立に関わらず保
育士の確保及び待機児童解消に努めているところです。

事 務 局 幼児や就学児童を含め、発達に関する相談が最近非常に多く、発達障がいに
起因して、児童虐待に発展してしまうケースも多くあります。また、発達障がいの判定
を受けていない場合でも、保護者にとって育てづらいケースや学校等に馴染めず不登校
になってしまうようなお子さんがいた場合には、こども家庭センターで発達相談を実施

しております。 発達相談は、旭中央病院の非常勤医師の先生を月に一回お呼びして行っていますが、状況によってはこども家庭センターから医療機関に適切に繋がっています。

高橋副会長 療育施設が香取市にはないことで、他市に出ざるを得ない、複数の施設を回るとい話があるので、この計画に療育施設を設置するという目標を盛り込んでもらいたい。また、県単位での保育配置改善事業というのものもあるが、その場合でも職員1名までなので複数名の対応ができない。市のほうで二人目、三人目の補助制度があると受け入れが出来るようになるのではないかな。

加えて、計画については香取市の子ども数の減少を踏まえた量の確保だけではなく、質の確保を検証できる計画にしてほしい。ファミリー・サポート・センター事業も量の確保ができていると言いながら、利用がほぼゼロの状況。これは質の確保という構造的なところがうまくできていないのではないかな。保育所（園）でも4月時点では確保できていても、年度途中で入りたいと言っても入れる施設がありませんという状況はある。4月まで待てればいいが、それまではとても待てず受け皿がないという現状がある。佐原地区の住民が小見川地区の保育施設でも良いから受け入れてほしいと言っても難しい状況になると、必要があって保育の申し込みが住んでいる地域の中で受け入れてもらえないのは、この地域で生み育てていけるかどうかに関わり、問題があるように思う。

民営化に伴い不便になっているマイナス面をプラスに変えられるような、きめ細やか

な支援があつて、量だけでなく質も担保されるような計画にしていきたい。

鈴木会長 区域設定については、委員に諮ったほうがよろしいか。

事務局 今後も保育所・放課後児童クラブに関してはエリアの中で需要と供給を図りながら身近な施設を利用いただくことが、子育て世代の利便性に繋がるという考え方から、特にご意見等なければ、旧市町の区域設定で計画を進めていきたいと考えています。

鈴木会長 委員にお諮りし、区域設定については従来通り（第１期・第２期と同様の旧市町の区域）の設定で進めていくことで決しました。

高橋副会長 保育園の定員について。既に定員については決定している話だと思うが、定員数に対して、本来は入所配分を 100% 以下で調整するべきであるが、恒常的にオーバーしており、保育の質の低下に繋がる。今後、入所配分を考慮する余地はあるのか。

事務局 民間保育園の運営意向を優先して定員数を設定していますが、途中入所ができない場合や増員の対応には、現在、香取市では公立で定員数を調整している状況です。他市では民間と個別協議を行って対応をしている市もあるので、今後は公立だけでなく、民間も含めて個別に協議し、定員の確保・受入増員のお願いをしていくことも考えられます。

高橋副会長 民間園が定員割れの時にも現在は来年４月まで待たなければいけない仕組みだが、超えない程度には下げるという措置がとれると良い。逆に定員を超えた場合にはまずは 100% に調整して、それ以外は他の園にふるといった柔軟な調整があると良

い。

鈴木会長 毎年、各保育所（園）の利用定員の設定については年度末の会議で諮っているということでもいいか。

事務局 12月頃に各保育所（園）等に照会し、この会議で諮ることにさせていただきます。

鈴木代理委員 外国籍の幼児（児童）についても同様のサービスが必要かと思うが、市として情報提供や施策についてはどうか。

事務局 外国籍の方の転入が増えていることは把握しています。子育て支援に関しては、国籍問わずサービスを受けられることが原則です。国の手引きにも外国につながる幼児への支援配備について、という通達があり、そういった国の通達等を参考にしながら、社会状況の変化に応じた対応をしっかりと取りたいと考えています。

事務局 小中学校ではまず日本語がどの程度話せるかということを聞き取って相談をしています。全く話せない児童については、帰国・外国人児童生徒受入体制整備事業という事業があり、対象児童の支援として週1回4時間、指導員を派遣しています。最近、様々な国籍の児童が増えており、指導員の確保に苦慮しているが、市民協働課と調整しながら予算も確保している状況であります。

4. その他

事務局 今後の会議については、全４回の会議開催を予定。次回の会議は１２月２６日の日程で調整中。委員からサービスの質に関する話もあったが、今回は子ども・子育て支援法の法定計画の要請として、「量の見込みと確保方策」という数値的な記載部分についてご協議をいただいたため、次回は計画案（参考配布の骨子案）の８２頁以降に記載がある、具体的に香取市が行っている事業（次世代育成支援対策推進法に基づく子ども・子育て施策）についての説明及び目標といったところを説明させていただく予定。その中でご意見をいただきながら計画の策定を進めていきたい。

また、来年１月から２月にかけて、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を幅広くいただく予定。